



中央本部から、これまでの組織破壊行為に対し指令14号、15号が発出される！

第5回中央執行委員会(2019.9.26)での 指令14号 「真実の目」に対する決定事項

中央本部は、第5回中央執行委員会(2019.9.26)において、「真実の目」を組織破壊と断定した。「真実の目」は「真実を見抜く目を養う実行委員会」なるものが立ち上げ、組織や個人を誹謗中傷した内容になっている。明らかに「真実の声」を継承したものと看做されるを得ず、「真実の目」を呼び込んだ畠山浩信君の責任は非常に重大である。また、「真実の目」を活用した情宣活動は、組織破壊に加担する行為であることを確認した。「真実の目」Vol.4には、「当時の本部OB会副会長(本部専従)が、I氏個人の資料を抜き取り、窃盗していったのは記憶に新しい。」と現OB会会長があたかも窃盗したかのように記載されているが、一切そのような事実は存在しない。

中央執行委員会は、今後このような事実誤認や誹謗中傷が続いた場合には法的措置も含めて検討していく考えである。また、全地本委員長会議(2019.9.24)においても、「真実の目」が組織破壊であることを全12地本で確認したことを踏まえ、中央執行委員会は上記の議論を添えて以下の通り、指令する。

- 1、「真実の目」を組織破壊と断定する。
- 2、「真実の目」を活用した情宣活動等は組織破壊に加担するものであり、断じて認められない。
- 3、「真実の目」において、事実誤認や組織を誹謗中傷した内容等に対しては法的措置も含めて検討する。
- 4、12地本は本部からの調査や要請等に対して、全面的に協力すること。
- 5、12地本は組織破壊を許さない体制を構築すること。

12地本の信頼関係を破壊する「録音」「文書起こし」 「撮影」「資料持ち出し」「動画拡散」等を行 ったことに対する面談の実施について 指令15号

中央本部は、指令第7号(2019.8.22)及び指令第8号(2019.8.26)に基づき、「真実の声」の発信者であり組織破壊者と断定した畠山浩信君が、中心的に使用していた組合所有のパソコンを借用して解析を行ってきた。結果、①東京並びに八王子地方本部の一部役員が、許可を得ずに機関会議等を無断で録音していたこと、②無断で録音したものを文書に起こした一部を水戸、東京、八王子地方本部内で共有していたこと、③東京地方本部の一部役員が、許可なく他地方本部の分会掲示板を撮影し東京地方本部内で共有していたこと、④東京地方本部の一部役員が、中央本部しか知り得ない情報が記載されている資料を無断で持ち出していること、⑤東京地方本部所有のパソコンを借用する様子を、動画撮影し拡散していたことが明らかとなった。全地本執行委員長会議(2019.9.24)では、これらの事実を組合員に明らかにし、各地方本部は一刻も早く組合員の信頼回復を待ち取るために奮闘していくことを確認した。中央本部は、全地本執行委員長会議(2019.9.24)の議論に踏まえ、これらの行為は到底看過できる内容ではなく、12地本の信頼関係を破壊する行為であること並びに事実確認のため面談を実施することを確認した。

以上の議論を経て、中央執行委員会は以下の通り、指令する。

1. 12地本の信頼関係を破壊する「録音」「文書起こし」「撮影」「資料の無断持ち出し」「動画拡散」等を行ったことに対し、事実確認のため面談を実施する。面談対象者は、面談に応じること。
2. 面談対象者については、中央本部から別途地方本部に連絡する。
3. 事実関係の調査に対し、各地方本部は全面的に協力すること。

12地本の信頼関係を破壊する行為を許さず、組合員が主役のJR東労組を中央本部を共に創ろう！